公募型樹木等採取応募要領

利根川上流河川事務所では、河川敷に繁茂する樹木の伐採をする方を公募します。
応募する場合は、応募様式に加え下記事項の内容及び現地条件を確認したうえで応募してください。

１．公募日
令和８年７月３１日

２．概要
（１）名称
公募型樹木等採取に伴う公募
（２）目的
河川敷に繁茂する樹木は、洪水時には水の流れを阻害し、さらに洪水により流出した樹木が下流の堤防や橋梁等に悪影響を及ぼすおそれがあります。また、樹木は、河川の状況を把握するための巡視（河川パトロール）やカメラによる監視等の支障となることから、利根川上流河川事務所では樹木の伐採後、処分場に持ち込んで処分をしています。
これら伐採、処分の経費の縮減と木材資材の有効活用を図るため、伐採した樹木の無償配布を行っていますが、更なる経費縮減を図るため、樹木を伐採して薪等で活用いただける方（以下「採取者」という。）を公募します。
（３）募集箇所（別紙－資料１を参照）
①埼玉県本庄市山王堂地先（利根川右岸　坂東大橋上流付近）
②埼玉県深谷市高島地先（利根川右岸　新上武大橋上流付近）
なお、応募の際は、現地の状況を良くご確認ください。
（４）採取する河川産出物の種類
採取は樹木を対象とし、樹種はハリエンジュ（ニセアカシア）、カジノキが主となります。
（５）作業期間
令和８年１２月１日（火）から令和９年２月１９日（金）まで
（６）作業環境
作業に伴う進入路については、別紙－資料２のとおりです。
（７）公募型樹木等採取の概要
河川敷に繁茂する樹木の採取については、河川法（昭和３９年法律第１６７号。以下「法」という。）第２５条（土石等の採取の許可）に基づき河川区域内の土地における土石その他の河川の産出物の採取には許可が必要で、その対象は土石のほか河川法施行令（昭和４０年政令第１４号）第１５条第１項に規定する竹木（以下「樹木」という。）、あし及びかや等と規定されています。
河川産出物の採取の申請は、許可を受けようとする者が随時行うこととされていますが、刈草や伐採した樹木については、飼料、農業資材、燃料などに利用されるなど地域ニーズがあることから、樹木、芝草及び雑草（以下「樹木等」という。）に限定し、更なる有効活用の促進を図っています。

河川管理者と民間の許可受け者（以下「選定者」という。）が除草や伐採等の役割を分担した取り組みを試行するため、樹木等を採取する方を公募するものです。

（８）根拠法令

①河川法第２５条

【概要】　河川区域内の土地において土石その他の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。

②河川法施行令（昭和４０年政令第１４号）第１５条第１項

【概要】　法第二十五条の河川の産出物で政令で指定するものは、竹木、あし、かやその他これらに類するもので河川管理者が指定するものとする。

３．公募への参加資格

（１）個人による応募

①直近１年間の税を滞納している者でないこと。

（２）団体（企業）による応募

①公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。

②公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

③直近１年間の税を滞納している者でないこと。

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

４．応募方法

別紙－１の応募様式（押印不要）及び、別紙－２の伐採作業計画書に必要事項を記入のうえ、次の（１）の提出方法により、（２）の提出先（担当部局）へ、（３）の受付期間内に提出してください。

なお、選定後に必要な許可手続きの際に、別紙－１及び別紙－２の写しが必要となりますので、必ず写しを保存しておいてください。

（１）提出方法

持参、電子メール又は郵送若しくは託送(簡易書留等記録に残るものに限る。以下「郵送等」という。）とします。

（２）提出先（担当部局）

関東地方整備局　利根川上流河川事務所　管理課

〒３４９－１１９８　埼玉県久喜市栗橋北２丁目１９－１

電話　０４８０－５２－３９５７

メールアドレス：ktr-tonejo-kanri@mlit.go.jp

（３）受付期間

令和８年７月３１日（金）から令和８年９月１１日（金）まで

（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

郵送等の場合は、令和８年９月１１日（金）必着。

なお、応募様式に記載されている応募者の氏名（団体（企業）の場合は団体名と代表者名）、住所及び連絡先は、応募者の選定結果の通知、選定後の連絡にのみ使用し、目的外使用はいたしません。

５．選定方法の概要

利根川上流河川事務所に設置する選定委員会において、応募書類に基づき、採取に関する計画及び採取を実施する工程、採取の面積などから総合的に評価し、所定の優れた者を選定します。また、伐採希望場所は、応募書類に基づき設定いたしますが、希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

選定にあたっては、必要な情報収集、履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリングを実施することがあります。

なお、上記の審査結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定するものとします。

選定結果の通知は、令和８年９月３０日（水）以降、郵送若しくはメールにて応募者いただいた全員に通知します。

なお、令和８年１０月２日（金）を過ぎても通知が届かなかった場合は、速やかに前記４．（２）の提出先（担当部局）へご連絡ください。

６．選定後に必要な許可手続き

選定された応募者は、河川法施行規則（昭和４０年建設省令第７号）第１３条第１項に定める法第２５条の許可に係る許可申請書（別紙－３、以下「申請書」という。）を提出する必要があります。

申請書の提出にあたっては、申請書に応募様式（別紙－１）、伐採作業計画書（別紙－２）及び選定通知の写しを添付し、令和８年１０月３０日（金）までに下記の許可申請担当部局に持参、電子メール若しくは郵送等にて提出してください。期限までに申請書の提出がない場合は、辞退したと見なします。

【許可申請に係る担当部局】

関東地方整備局　利根川上流河川事務所　八斗島出張所

住所：〒３７２－０８２７　群馬県伊勢崎市八斗島町乙９１３

電話：０２７０－３２－０１６８

メールアドレス：ktr-ks-tonejo-yata@mlit.go.jp

７．作業にあたっての注意事項及び実施すべき安全対策等について

河川利用者や選定者の事故を未然に防止する観点から、河川管理者（利根川上流河川事務所）が、河川巡視等により採取の実施状況の把握を行い、作業の方法等について指示又は指導を行うことがあります。

作業にあたっては、下記について注意して実施してください。

（１）作業においては、関係法令等を遵守してください。

（２）作業時間は、８時３０分～１６時３０分までとします。

（３）道路に泥汚れ等を発生させた場合は速やかに清掃するものとし、現場内は整理整頓に努めてください。

（４）伐採は根元（地上）より概ね３０ｃｍ以内の高さで伐採してください。

（５）伐採後の幹・枝は直径概ね１０ｃｍ以下のものは処分いたしますが、概ね直径１０ｃｍ以上のものは持ち帰るようにしてください。切り倒した幹・枝は、通路沿いの集積場所まで搬出してください。
（６）選定者が樹木等の採取及び搬出するにあたり、周辺に生息する動植物並びに周辺環境等へ影響を与えることのないよう実施してください。
（７）採取行為は、法に基づく許可行為であるとともに、選定者の責任において行うものであるため、作業中の自損事故及び第三者への損害に対する賠償等は、選定者が責任を負うものであり、河川管理者は一切責任を負いません。
（８）河川管理施設等（堤防、護岸等）を損傷させた場合については、その原因者の費用負担による復旧を求めます。または、河川管理者が自ら原状復旧を行った場合には、当該原因者に対し、復旧に要した費用の負担を求めることがあります。
（９）第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、選定者は、速やかに河川管理者及び関係機関へ通報を行い適切に対応してください。
（１０）不測の事態により、河川管理者から採取の停止を指示することがあります。この場合は採取のためにそれまでに生じた費用は、選定者の負担となります。
なお、河川管理者が指導を行ってもなお指導または許可条件等を守らない場合には、許可を取り消すことがあります。

８．採取料の徴収

河川法に基づく許可に係る採取料の徴収は行わないものとします。

９．完了報告

選定者は、採取が完了したときは、速やかに八斗島出張所に工事完了届を提出してください。

１０．履行の確認

完了報告後、履行状況や許可条件の遵守状況について河川管理者が確認を行い、許可受け者に対して必要な指導を行うことがあります。

なお、採取の不履行と考えられる場合には、以降の公募において、申請者の選定から除外するなど応募者の選定の判断材料とすることがあります。

１１．現地説明会

選定者への通知後、現地説明会を１０月中旬～１０月下旬に開催する予定です。

なお、開催日時等は選定者の通知にて併せてお知らせします。

１２．応募要領及び応募書類に対する質問

（１）応募要領及び応募書類に対する質問の提出

①提出方法：質問する場合は、別添「公募型樹木等採取に関する質問書」により、電子メール又は郵送等にて提出してください。
電話による質問はお受けできませんので、ご注意ください。

②提 出 先：関東地方整備局　利根川上流河川事務所　管理課
ＦＡＸ番号　０４８０－５２－７８８３

メールアドレス：ktr-tonejo-kanri@mlit.go.jp

③受付期間：令和８年７月３１日（金）から令和８年８月２８日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（２）質問に対する回答

①回答方法：質問者の方へ郵送又はメールで回答を行います。

②回 答 日：質問の内容を取りまとめのうえ、令和８年９月４日（金）までに行います。

１３．選定の取消

公募において示した参加資格のない者の申請書又は資料に虚偽の記載をした者を選定者としていた場合には、決定を取り消します。

１４．その他

（１）現地状況（樹種、作業環境等）を確認し、了承した上で応募してください。

（２）応募状況により、箇所の変更をお願いする場合があります。

別紙－１

応　募　様　式

令和　８年　　月　　日

関東地方整備局
　利根川上流河川事務所長 殿

応募者
住所 〒

氏名　　印略

令和７年８月１日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

記

１．採取を希望する面積　＿＿＿＿㎡

２．希望伐採箇所
　希望地区名 本庄地区 ・ 深谷地区
　　※どちらかに○をつけてください
　　※両方の地区で実施を希望される場合は、両方に○をつけてください
　希望ブロック　第一希望：＿＿＿＿　第二希望：＿＿＿＿　第三希望：＿＿＿＿
　　第四希望：＿＿＿＿　第五希望：＿＿＿＿

３．伐採木の使用目的
　以下の項目で該当箇所にチェックを記載。
　　□ 薪ストーブ
　　□ その他の燃料（　　）
　　□ その他の目的（　　）

４．現地の確認状況
　以下の項目で該当箇所にチェックを記載。
　　□ 現地確認済み
　　□ 未確認

５．採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

（伐採方法）　☐ チェーンソー
☐ ノコギリ
☐ その他（伐採方法：　　）

（小割方法）　☐ 伐木箇所で小割りし、人力により車輌まで運搬
☐ 伐木箇所で小割りし、キャリア等により車輌まで運搬
☐ その他の方法（　　）

（運搬方法）　☐ 軽トラックにより日々搬出
☐ ＿＿t＿トラックにより日々搬出
☐ その他（　　）

（伐採順序）　☐ 通路脇から順次伐採
☐ その他の伐採順序（　　）

（枝葉処理）　☐伐採材と一緒に持ち帰り利用
☐ 決められた場所に集積
☐ その他（　　）

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

６．採取の期間

作業予定期間：　　月　　日　～　　月　　日（のうち　　日間）を予定

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

☐ 主に平日に作業
☐ 主に土日祝日に作業
☐ 曜日に関係なく作業

７．応募者の連絡先

連絡先（携帯可）　：
緊急連絡先　　：
ＦＡＸ　　：
メールアドレス　：

なお、収集された個人情報については、公募型樹木採取以外の目的に使用しません。

注１）ＦＡＸ、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

注２）「緊急連絡先」には、緊急時に必ず連絡が取れる連絡先の記載をお願いします。

８．公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック☑を記載。

①個人による応募

☐ 直近１年間の税を滞納している者ではない。

②団体（企業）による応募

□ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）
第７０条又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。

□ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。

□ 直近１年間の税を滞納している者ではない。

□ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして
国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

別紙－２

令和　　年　　月　　日

関東地方整備局
　利根川上流河川事務所長　　殿

伐採者　　（住所）
（氏名）
（電話番号）

伐採作業計画書

次のとおり作業を実施します。

【作業実施期間】
　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
　（作業時間）　　：　　～　　：
【作業日】

【作業者】

【作業にあたっての注意事項及び実施すべき安全対策等の実施の有無】
公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック☑を記載。
- ☐ 気象情報等を確認し、作業を実施する
- ☐ 伐採は根元（地上）から概ね３０ｃｍ以下で伐採する
- ☐ 伐採後の幹・枝は、概ね直径１０ｃｍ以上は持ち帰る
- ☐ 交通ルールを守り、歩行者や自転車に細心の注意を払いながら車両の運転を行う。
- ☐ 道路に泥汚れ等を発生させた場合は速やかに清掃するものとし、現場内は整理整頓に努める。
- ☐ 作業にあたっては関係法令等を遵守する

※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。

※その他、伐採作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

以上